

駐車監視員活動ガイドライン

【千住 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	国道4号線	日光街道	千住橋戸町31先千住大橋	千住大川町11先千住新橋	8-22	
2	区道足立47	北千住駅前通り	北千住駅西口交差点	千住龍田町5番先千住龍田町交差点	8-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道461号線	墨堤通り	千住桜木町交差点	綾瀬橋西詰	8-22	
2	区道足立49	大踏切通り	千住1-1先日光街道千住警察署入口交差点	柳原2-32先	9-19	
3	区道千住西138	大正通り	千住龍田町1番先千寿青葉中前交差点	荒川土手下(千住大川町25)	9-19	
4	区道足立48	旧日光街道	千住仲町19番先	千住橋戸町50番先足立市場前交差点	9-19	
5	区道足立48	サンロード通り	千住4-30先	千住2-58先	8-22	
6	区道足立48	本町センター通り	千住2-56先	千住1-24先	8-22	
7	区道千住東323	千路通り	北千住駅西口交差点	千住1-39先	8-22	
8	区道千住東173	学園通り	北千住駅東口千住旭町41番	千住旭町24番先	9-19	
9	区道千住東135	学園西通り	千住旭町7番先	日ノ出町39番先	9-19	
10	区道千住東228	東町商店会通り	千住東2-20先	千住東2-3先	9-19	
11	区道千住東346	電大通り	千住旭町7番先	北千住駅東口交番前ロータリー	9-19	
12	都道313号線～ 都道461号線	尾竹橋通り	千住桜木町2-9先	千住元町36番先	8-22	自転車専用通行帯

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	国道4号線周辺	8-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	墨堤通り周辺	8-22	
2	北千住駅西口周辺	8-22	
3	千寿第八小学校周辺	9-19	
4	千住緑町1、2、3丁目周辺	9-19	
5	ニッピ通り及び商業施設「ポンテポルタ」周辺	9-20	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	北千住駅西口商店街通り(北千住駅西口から北千住駅入口交差点の間)	8-22	足立区の自転車放置禁止区域
2	千路通り(北千住駅西口から大踏切通りの間)及び駅西口からおおむね300mのエリア	8-22	足立区の自転車放置禁止区域

千住警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。